

平成 21 年度消費者庁政策評価について

平成 22 年 8 月
消費者庁

1. これまでの取組

○消費者庁においては、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「実施計画」という。）に基づき、平成 21 年度の消費者庁の政策評価を実施。

○対象期間は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで。

2. 評価結果について

(1) 消費者庁政策評価体系について

消費者庁においては、（政策分野）消費者政策、（政策）消費者政策の推進について、具体的な以下の施策についての政策評価を行った。

- （施策） 消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整（政策調整課）
消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進（企画課）
個人情報保護に関する施策の推進（企画課個人情報保護推進室）
一元的な消費者情報の集約・分析（消費者情報課）
地方消費者行政の推進（地方協力課）
消費者の安全確保のための施策の推進（消費者安全課）
消費者取引対策の推進（取引・物価対策課）
物価対策の推進（取引・物価対策課）
消費者表示対策の推進（表示対策課）
食品表示対策の推進（食品表示課）

(2) 実施計画における基本目標及び測定指標の目標値の達成状況と今後の取組方針

各施策とも、基本目標に向けて着実な取組が認められ、おおむねの項目において達成に向けて進展があったものと評価できる。

ただし、各施策に対する達成目標の考え方を整理し、測定指標の目標値が達成されたか否かだけでなく、施策の総合的な評価を行った上で、今後の取組を推進する必要がある。特に、実施計画の策定に当たっては、消費者庁設立直後であったため、国民から期待されるアウトカム及び真に必要とする業務課題に照らし、適切な達成目標・測定指標を設定できなかった面がある。また、消費者庁の実施する施策については、消費者庁の人員や体制が十分に整っていなかったこと等から、国民からの大きな期待に反して十分な成果を実現できなかった面もある。

これらの課題に対しては、消費者庁・消費者委員会の創設により新たなステージに入った消費者政策の具体的な計画として「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）が策定されたことを受け、来年度以降の政策評価の実施に当たって、「消費者基本計画」の検証・評価・監視と連動する形で、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的施策の効果的・効率的な推進の観点から取り組んでいくこととする。また、「消費者基本計画」を確実に推進するためには、現在の体制では不十分であると考ええる。

(3) 個別施策に関する評価結果の主なポイントと今後の取組方針

①消費者庁が所管する法律の厳正な執行

評価書において、景品表示法に基づく排除命令、警告、注意の件数が過去と比べ減少しており、景品表示法違反被疑情報を違反事件に結びつけるための取組を改善することの必要性を指摘。また、特定商取引法については、平成21年12月より原則すべての商品・サービスが規制対象となったこと等に伴い、事案の大幅増や違反事案の巧妙化・複雑化に対応する必要性を指摘。さらに、JAS法とその他関係法令との連携面等について指摘。

こうした結果を踏まえ、事務執行体制の拡充、都道府県等との情報共有・連携強化をはじめとした法執行力の強化に取り組んでいくこととする。

②消費者事故被害の防止

評価書において、消費者事故等情報の収集の拡充に向け、消費者安全法等の趣旨に沿った通知が実現されているかの検証や事故情報データバンクへの参画機関数の増加に向けた取組の必要性を指摘。また、消費者事故等情報の効率的かつ効果的な分析・原因究明のための課題を指摘。さらに、事故情

報の報告・公表制度の拡充についての課題を指摘。

こうした結果を踏まえ、消費者事故等情報の拡充については、通知元等からの意見聴取及び必要に応じ通知マニュアルの改訂を実施することとする。また、消費者事故等情報の分析の質の向上については、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見を活用し、分析担当者の資質を向上させることとする。さらに、とくに身体生命分野を中心に消費者事故の分析・対応能力を強化すべく、事務執行体制の拡充に取り組んでいくこととする。